

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		H28計画内容		H28指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考					
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）	担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等				指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	法定等の有無	次世代の重点目標等	計画書	
(1)	家庭教育の充実と親としての意識の醸成		1	家庭教育に関する学習機会や情報提供の充実	学校教育課・こども課・生涯学習スポーツ課	子どもへの接し方やしつけなど、保護者に育児や家庭教育に関する知識を得て実践してもらうため、幼稚園・保育所（園）、小・中学校と連携しながら、研修会や講座等の学習機会や情報提供の充実を図る。また、PTAや保護者会の活動を中心に、様々な機会を通じて、家庭教育の重要性の啓発を行う。	-	各校でPTA・保護者会での育児や家庭教育に関する講演会を行う。[学校教育課] 各園において、子育てをテーマにした保護者対象の研修会や懇談会を実施し、子育て情報や学習機会の提供を行う。[こども課] PTAや保護者会の活動を中心に様々な機会を通じて、家庭教育の重要性を啓発（研修会実施）を行う。[生涯学習スポーツ課]				P44			
			(2)	地域における学習の推進	2	子ども会活動、青少年団体活動などへの支援	生涯学習スポーツ課	多様な年齢の子どもが交流を図り、成長する場として、子ども会やスポーツ少年団、青少年団体等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等の取り組みを図る。	-	子ども会やスポーツ少年団等の活動支援を行うとともに、活動内容の周知等の取り組みを図る。				P45	
					3	図書館活動の充実	野洲図書館	親と子の育ち合いの場、子どもが本に親しむ場として、地域に出向いての絵本の読み聞かせや学校図書館とのネットワーク化を図るなど、本に親しめる環境づくりの推進を図る。	-	図書館の児童書の充実並びに図書館内でのおはなし会、希望する園、学校、地域に出向いてのおはなし会やブックトーク、学校への出張貸出及び各種の団体貸出の実施を行う。また乳幼児健診時のブックスタートの実施する。				P45	
					4	コミュニティセンター活動の充実	生涯学習スポーツ課（協働推進課）	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動、環境などの学習活動を行う教室を地域住民と協働で実施する。	-	子どもの地域での学びや活動を推進するため、各学区に整備されているコミュニティセンターにおいて、様々な体験活動や世代を超えた地域住民との交流活動、環境問題などの学習活動を行う教室を地域住民と協働で実施する。[生涯学習スポーツ課]					P45
					5	学校施設の開放	生涯学習スポーツ課	子どもをはじめ市民の心身の健全な発達を図るため、市内小・中学校の体育施設（運動場、体育館等）を一般に開放し、地域のスポーツ活動の促進を図る。	-	子どもをはじめ市民の心身の健全な発達を図るため、市内小・中学校の体育施設（運動場、体育館等）を一般に開放し、地域のスポーツ活動の促進や健康増進を図る。					P45
					6	環境に関する啓発の推進	環境課	びわ湖から里山の自然環境を活かしたイベントを市民協働で実施し、子どもを対象に自然環境に関する体験学習を実施する。	-	砂浜学習会、山・川・湖の生態調査、篠原小伊勢道峠越え、びわ湖環境学習会、あやめ浜まつり、漁民の森づくり、ヨシ植えイベント、タケノコ採りイベント、カブトムシ幼虫観察会、野洲川自然の森ふれあいイベント及び出前講座（「リサイクルペーパーアート」・「人形劇」・「紙芝居」）を実施する。					P45
					7	郷土の歴史・文化とふれあう機会の提供	野洲市歴史民俗博物館	豊かな歴史と文化遺産を展示紹介するとともに、家族ぐるみで学べる場の提供など、子どもが郷土の歴史・文化に親しみをもちながら学習できる機会の提供を図る。	-	市内の校園、児童保育所、子ども会や、家族での利用を促進する。 弥生の森歴史公園の体験工房で、まが玉作り等の体験学習を、通年型で実施する。					P45
(3)	思春期保健の充実	8	性教育の推進	学校教育課	各年齢に応じて、生命・育児の尊さに関すること、性や感染症に関することなどについて、正しい知識の普及啓発を図り、特に中高生に対して早期の啓発や相談ができる体制の構築を検討する。また、専門的な視野で指導できる人材をゲストティーチャーとして活用し、学習内容の充実を図る。	-	命の尊さを理解させるために、保健体育の時間だけではなく、教育活動全体を通して発達段階に応じたカリキュラムを作成する。				P46				
		9	喫煙・飲酒・薬物乱用防止教育の推進	学校教育課・生涯学習スポーツ課	警察や少年センターなど関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を実施する。	-	少年センターや守山署と連携を図り、薬物乱用防止教室を全学校で実施する。 全学校では独自の喫煙防止等の教室を実施する。 [学校教育課] 警察や少年センターなど関係機関と連携しながら喫煙・飲酒・薬物乱用などの防止について子どもへの指導と市民への啓発を実施する。[生涯学習スポーツ課]				P46				

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		H28計画内容		達成度 A:達成 B:未達成 C:事業廃止	今後の方向性や課題(目標)	備考			
	No.	施策名	No.	事業名(取り組み)	担当課	事業(取り組み)内容又は確保方策等			指標	計画成果数量(内容) ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	H28指標(成果)実績	法定等の有無
2 子どもの生きる力を育む環境づくり			10	思春期保健関連機関との連携	学校教育課(健康推進課)	児童生徒の思春期における健全育成を目的に、小・中学校と健康推進課など関係機関との連携を強化し保健教育の充実を図る。	-	健康推進課から保健師を招いての喫煙防止教室等の保健の指導の充実を図る。[学校教育課]				P46
	(4)	豊かな自然、歴史・文化環境の活用と保全	11	遊び場の確保・整備	こども課・教育総務課・都市計画課・子育て支援センター	施設管理や危機管理対策に配慮しつつ、公園、子育て支援センター、保育所(園)や幼稚園、小・中学校等の遊具や体育施設の保守点検と修繕の実施。また、新規公園の整備についても、土地利用の状況を勘案しながら、検討する。	-	遊具を取り扱う専門業者に、年に一度遊具の保守点検を委託し、点検結果に基づき遊具の修繕を行う。[こども課][教育総務課][都市計画課] 毎日の遊具点検及び週1回の玩具の洗浄並びに清拭を実施する。[子育て支援センター]				P47
			12	歴史や自然を生かしたまち並みの周知	都市計画課(企画調整課・環境課)	歴史や自然を生かした優れた景観を、未来に引き継ぐべき重要な資産として周知するとともに、市民の認識として定着を図る。	-	景観行政について周知を実施し、市民意識の高揚を図る。[都市計画課]				P47
	(5)	子どもの安全の確保	13	子どもへの防犯意識の醸成	こども課・学校教育課	保育所(園)や幼稚園、小・中学校において、被害防止教室などの防犯講習を充実し、子どもの防犯意識の醸成を図る。特に、インターネット等の問題については、保護者も含め意識の醸成に努める。	-	各園の避難訓練の中で、災害や犯罪に対する対応のしかたを職員・園児・保護者が習得できるように指導啓発する。[こども課] 全小学校において、スクールガードリーダーを講師に招き防犯意識の醸成を図る。[学校教育課]				P47 P48
			14	子どもSOSホーム	学校教育課	子どもの安全を守るため、保護者・地域と連携協力し、子どもが外で危険な目にあった時に助けを求められることができる家「子どもSOSホーム」の設置を進める。	-	野洲市に設置している約530軒あるSOSホームの必要な箇所にプレートを設置するとともに、市内のコンビニ店のSOSホーム化を進める。				P47 P48
			15	防犯体制の強化	生活安全課(学校教育課)	地域での子どもの安全を確保するため、保護者、地域住民、学校、警察等が連携・協力し、防犯活動や見守り活動等の推進。また、防犯灯など市内の防犯設備の強化に努める。	-	地域住民を巻き込んだ防犯活動の実施。防犯教育の実施。[生活安全課]				P47 P48
			16	園や学校の安全管理に関する取り組み徹底	こども課・学校教育課	保育所(園)や幼稚園、学校、学童保育所において、犯罪などから子どもを守るため、緊急通報システムの整備や登校(園)後の閉門、防災・防犯訓練の実施など、安全対策の徹底を図る。	-	緊急通報システムを整備し、実用化する。門の開閉管理の徹底および定期的な防犯防災訓練を実施する。[こども課] 防災・防犯訓練の一貫として避難訓練の充実を図るとともに、全小学校で保護者への引渡し訓練の実施を進める。[学校教育課]				P47 P48
			17	交通安全教育の推進	生活安全課・こども課・学校教育課	子どもを交通事故から守るため、子どもだけでなく、保護者に対しても交通安全意識の向上を図る。また、あわせて防犯意識についても喚起できるように内容となるよう工夫を行う。	-	4月11日(月)市内小学校新入学児童を対象に交通安全啓発品を配布して、交通安全意識の向上を図る。(生活安全課) 4月に篠原小学校にて、1年生対象の交通安全教室を開催し、交通安全意識の向上を図る。(生活安全課) 6月に地元農家の協力を得て、中主幼稚園の5歳児(約100人)やJA年金の友の会役員とてさつま芋を植え、秋に園児とてさつま芋を収穫し、そのてさつま芋を道行くドライバーに配布配布するのと併せて、交通安全の啓発を実施する。(生活安全課) 通園指導や煙害保育等日常保育場面や、交通安全教室などでより具体的な交通安全指導を実施する。親子で交通安全への意識をより高められる取組みを充実する。[こども課] 市内全小中学校で交通安全教室を実施する。[学校教育課]				P47 P48
	(6)	関連計画との連携(教育振興・食育など)	18	人権教育の推進	人権施策推進課(学校教育課)	市の基本方針に基づき子どもたち一人ひとりが人権感覚を磨き、様々な差別をなくす実践力を身につけるよう、人権教育を進めるために有効な教材・プログラムの作成や指導方法の改善に継続して取り組む。	-	小学校の人権学習の共通教材の見直しを行ったので、その教育実践事例をもとに、さらなる人権学習の課題を見出し、改善をはかっていく。また、中学校における人権学習教材の開発についても検討を進める。				P49
			19	環境教育の充実	こども課・学校教育課	子どもが環境問題に関心を持ち、環境への取り組みが日常生活に根づくよう、各校・園において、地域清掃やごみの分別やリサイクル活動、また、県の「ゴミゼロの日」など、市や学校・園としての取り組みを実施する。	-	各園においてごみの分別指導を行ない、発達に応じてリサイクル活動や清掃活動に参加させる取組みを構築する。また、PTA活動や保護者会活動でリサイクル活動を取り入れ、保護者が環境問題に関心を持つ機会を創出する。[こども課] 各校で環境教育を充実させるために「ゴミゼロの日」を設け環境問題を意識させる。[学校教育課]				P49

基本目標 2 子どもの生きる力を育む環境づくり

基本目標	施策の方向性		事業		H28計画内容		H28指標（成果）実績	達成度 A：達成 B：未達成 C：事業廃止	今後の方向性や課題（目標）	備考		
	No.	施策名	No.	事業名（取り組み）	担当課	事業（取り組み）内容又は確保方策等				指標	計画成果数量（内容） ※指標が表示がないものは具体的な事業計画を記載	法定等の有無
			20	男女平等教育の推進	こども課	固定化された性別役割分担意識をなくし、就学前から性差にとらわれない教育の推進を図る。	-	絵本等教材やごっこ遊びなど幼児に合った活動を通してジェンダーフリーの公平な認識が持てるよう指導する。				P49
			21	国際理解教育の推進	企画調整課・こども課・学校教育課	外国人とともに生きていく資質や能力を育成し、国際社会に適応できる人材を養成するため、諸外国の歴史や文化などについての正しい理解を図る学習機会を設けるとともに、小学校での外国語活動の充実を図る。また、就学前においても、異文化との交流の機会を設け、国際理解の推進を図る。	-	クリントン・タウンシップとの姉妹都市交流において積極的な交流参加を呼びかけ、国際理解の推進を図る。〔企画調整課〕 各園において、国際交流協会等の協力を得ていろいろな国の人たちとの交流の機会を設けたり、絵本や音楽等教材を通して外国の文化に触れる機会を設ける。〔こども課〕 諸外国の歴史や文化について正しい理解を図るため、学習機会を各校で設ける。 小学校での外国語活動の時間は5年生・6年生でそれぞれ年間35時間実施する。〔学校教育課〕				P49
			22	福祉教育の推進	学校教育課	小・中学校の児童生徒の福祉意識の高揚を図るため、福祉体験活動や施設訪問等を教育活動に位置づけ、福祉教育を推進する。	-	福祉体験活動や施設訪問を教育活動に位置づけ、養護学校や関係機関と連携して福祉教育を推進する。				P49 P50
			23	情報教育の推進	教育総務課（学校教育課）	情報化社会に対応した人材を育成するため、学校教育を通じて、情報モラルをはじめ、コンピュータの基本操作、インターネットを活用した情報収集・活用方法等の教育の推進を図る。	-	ICTを活用した授業改善のモデル校として三上小学校と野洲中学校を指定し情報教育・授業改善について研究を推進し、その効果の検証・評価を行い、早期に全小中学校への導入を進める。				P49 P50
			24	食育の推進	こども課	「食」を健全な生活と育ちの基本ととらえ、日々の生活習慣や食への基本などを幼児期から身に付けられるよう、関係各課が連携して取り組む。	-	各園において食育計画を立て、栽培活動や調理活動を実施して食への関心を高め、関係各課の連携の下、栄養士の指導や日常的な給食指導により食生活の基本的習慣を習得できるよう指導する。				P50